

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 戸石七生

本論文は、江戸地廻り経済圏に属する武州秩父郡上名栗村(現埼玉県飯能市)における養子慣行の実態とその特質を、幕末期に焦点をあてて分析したものである。分析にあたっては、養子縁組を特殊日本の家制度の産物としてきた従来の解釈を批判し、養子縁組を個々の世帯だけではなく、村落共同体との関連で考察することの重要性が強調されている。

上記の課題設定に続く第 I 章では、分析対象である史料(上名栗村古組宗門改帳)が吟味され、文化元(1804)年から明治 3(1870)年にかけての 67 年分の宗門改帳が利用される。なお利用した宗門改帳は、記載内容も充実しており、数量分析にも耐える第一級の史料といっている。

第 II 章では、分析対象地域である旧上名栗村古組の社会経済状況が分析され、同地域では世帯のほとんどが林業を生業としており、米作地帯に比べて世帯員協業の必要度が小さいことが指摘される。また、世帯の階層構成も、職業の序列と密接に関連していることも明らかとなった。いずれも、養子慣行の解釈に際して重要な論点となる。世帯の再生産を階層間で比較すると、期間合計出生率(1804・1869 年の全期間)は、上層(炭商、材木商)で 2.92、中層(炭焼き、大工・鍛冶など熟練職人)で 2.76、下層(日雇いなどの非熟練労働者、小売業)で 2.80 と顕著な差はみられない。しかし世帯の継続性については顕著な差がみられた。観察の全期間で、上・中層では 3 世帯に 1 世帯が絶家したのに対し、下層では 2 世帯に 1 世帯と高い絶家率を示した。分析対象地域の世帯再生産は、決して容易なものではなかったのである。また世帯のタイプについては、同一世代に複数のカップルが存在する例は非常に稀であり、存在してもごく短期間の間に直系家族へ回帰することが確認された。さらに、世帯主として残留した者が独身を通じたケースも稀で、世帯の超代的な存続は原則的にカップル形成によって担保されることが確認された。

第 III 章では上名栗村古組における養子縁組の実態(ハビトゥス)が、養子を、婿養子・普通養子・養女の 3 類型に分類して検討される。その結果、① 15 歳以上の養子については、養女が 10 代後半、養子が 20 代前半、婿養子が 20 代後半に多いこと、② 養子縁組は主として後継者確保のために行われているが、養子縁組と家族内の特定のイベント(実家における兄弟の結婚や甥姪の誕生、養家における前世帯主の死亡など)との関連はそれほど直接的ではないこと、③ 養子縁組後の離縁の大半は縁組後 2 年以内に行われていること、④ 離縁のケースを除けば、ほとんどすべての養子が世帯主またはその配偶者となっていること、⑤ 養子縁組の 75 パーセントで縁組後 1 年以内に結婚に至っていること、⑥ それ故、養子の受入世帯にとっては、養子縁組が新しいカップルの成立と同義であること、などが明らかとなった。なお養子縁組の階層性については、上層から供給される件数が相対的に多いという他、とくに目立った特徴は認められなかった。

第 IV 章では、村落共同体の再生産と養子縁組の関係、とくに養子縁組において村落共同

体の果たした役割が検討される。まず、上名栗村古組では出生率が低いため、高死亡率の社会に見られる「跡継ぎ確保意志」(replacement motive)が働いていない可能性がある点が重視される。この点は、分析対象地域の世帯が林業関連産業に主として従事していることと関連している。すなわち、家族協業を不可欠とする水田地帯ほどには、世帯レベルで跡継ぎを確保する必要性が高くないと考えられるのである。出産・養育の費用は個々の世帯の負担であるので、それが追加的に子供を生むことによる限界効用を上回る限り、出生行動を抑制するように働くことになるわけである。これに対し村落共同体は、村請け制のもとで年貢負担を果たしていくためには、一定数の百姓株を維持する必要があった。そこで採用されたのが、養子縁組によって周辺農村から養子を迎え入れ、出産・養育コストを外部化する手法である。個々の世帯にとっては、世帯継承に不可欠な要員を出産・養育のコスト負担なしに確保できることになる。また村落共同体にとっては、養子縁組制度というある種の選別機能を通じて、一定の質(年齢・能力)を保った人材が確保できたのである。

以上のように本論文は、江戸地廻り経済圏に属する一村落の養子慣行を、世帯の行動様式と共同体の利害関心の両面から包括的かつ実証的に明らかにした研究であり、学術上、応用上貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は本論文が博士(農学)の学位論文として価値あるものと認めた。